



島根県報

平成19年 4月24日 (火)
第 1,873 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法に規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
生活保護法に規定による指定医療機関の名称変更の届出	(")	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	3
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(")	3
介護保険法の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(")	3
土地改良区の定款変更の認可	(農 村 整 備 課)	4
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	4
保安林予定森林	(")	4
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定に係る公聴会の開催	(")	5
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(")	5
漁業災害補償法の規定に基づく同意	(水 産 課)	6
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出	(経 営 支 援 課)	7
平成19年度地籍調査事業の決定	(用 地 対 策 課)	7
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	11
道路の供用開始	(")	11
特定調達公告		
島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務に係る随意契約の相手方等	(病 院 局)	12
島根県立中央病院統合情報システム運用支援サービス業務に係る随意契約の相手方等	(")	12
公安告示		
警備員指導教育責任者講習の実施 (2 件)	(警 察 本 部)	13

告 示

島根県告示第365号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成19年 4月24日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
---------------	-------	-----------

出雲市民病院	出雲市塩冶町1536 - 1	平成19年4月1日
出雲市民リハビリテーション病院	出雲市知井宮町238	平成19年4月1日
大曲診療所	出雲市大津町1941	平成19年4月1日
医療法人都医院	浜田市治和町口511番地1	平成19年4月1日
ふじえ歯科医院	出雲市大津新崎町5 - 74	平成19年3月18日
有限会社江津健康堂薬局	江津市嘉久志町2306 - 27	平成19年4月1日

島根県告示第366号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年4月24日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
出雲市民病院	出雲市塩冶町1536 - 1	平成19年3月31日
都医院	浜田市治和町口511 - 1	平成19年3月31日
ふじえ歯科医院	出雲市大津新崎町5 - 74	平成19年3月17日
D.C.B薬局川津中央薬局	松江市西川津町668 - 2	平成17年8月31日
D.C.B薬局県立中央病院前店	出雲市姫原2 - 7 - 2	平成18年10月13日
菊水堂薬局	浜田市下府町1457	平成15年3月31日
サイトウ薬局	鹿足郡吉賀町七日市902	平成18年1月31日
佃医院荒島診療所	安来市荒島町2477	平成18年3月30日
佃外科医院	八束郡東出雲町揖屋1236 - 15	平成18年3月30日
江津休日急患診療所	江津市嘉久志町イ899番地74	平成18年3月31日
門脇医院入江出張所	松江市八束町入江378	平成17年12月31日
佐久間歯科医院	鹿足郡吉賀町七日市623	平成18年9月30日
堀医院	松江市古志原町635	平成12年3月31日
たくわ小児科クリニック	松江市学園2丁目6番27号	平成19年2月1日
龍野医院湯里出張所	大田市温泉津町湯里1642番地1	平成19年1月31日
済生院クリニック	八束郡東出雲町揖屋850 - 1	平成19年1月31日

島根県告示第367号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年4月24日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		

東部島根心身障害医療福祉センター	東部島根医療福祉センター	松江市東生馬町15 - 1	平成19年 4月1日
------------------	--------------	---------------	---------------

島根県告示第368号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成19年 4月24日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社ウェルネス湖北	福祉用具貸与	株式会社ウェルネス湖北 介護センター松江	松江市黒田町454番 1	平成19年 5月7日
	特定福祉用具販売			
	介護予防福祉用具貸与			
	特定介護予防福祉用具販売			

島根県告示第369号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成19年 4月24日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社ライフスタイル東光	指定居宅介護支援事業所宇波	安来市広瀬町宇波482 - 21	平成19年 4月6日

島根県告示第370号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による同法第48条第1項第3号の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定に基づき告示する。

平成19年 4月24日

島根県知事 澄 田 信 義

開設者の名称	施設 の 名称	施設 の 所在地	指定辞退 年月日

医療法人恒仁会	山脇整形外科医院	江津市和木町609番地16	平成19年 3月31日
---------	----------	---------------	----------------

島根県告示第371号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、出雲市土地改良区の定款変更を平成19年4月16日付
けで認可した。

平成19年4月24日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第372号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年4月24日

島根県知事 澄田信義

1 解除予定保安林の所在場所

浜田市三隅町大字室谷1324 - 6（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

放送設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第373号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示す
る。

平成19年4月24日

島根県知事 澄田信義

1 保安林予定森林の所在場所

益田市薄原町イ3、イ7続1、イ8、イ9、イ9内1、イ9続1、イ10、イ10続1、イ11、イ11内1、イ542からイ
544まで、イ545 - 1からイ545 - 4まで、イ546からイ548まで、イ549 - 1、イ549 - 2、イ550からイ554まで、イ554続
1、イ555からイ557まで、イ557続1、イ558 - 1からイ558 - 3まで、イ559、イ559続1、イ560からイ563まで、イ563
続1、イ564、イ564続1、イ564続2、イ565からイ569まで、イ569内1、イ570からイ576まで、イ576続1、イ577、イ
577続1、イ578からイ581まで、イ581続1、イ582内1、イ582 - 1、イ583 - 1、イ584からイ586まで、イ586内1、イ
586続1、イ587、イ587内1からイ587内4まで、イ588、イ589、イ589続1、イ590 - 1、イ590 - 2、イ591、イ591続
1、イ592、イ592続2、イ592続3、イ592 - 1、イ593、イ593続1、イ593続2、イ594からイ597まで、イ597続1、イ
598、イ599、イ599続4、イ600、イ601、イ601内1、イ601続1、イ601 - 2、イ602からイ605まで、イ605続1、イ
606、イ607続1、イ607 - 2、イ607 - 3、イ608からイ611まで、イ611続1、イ611続2、イ612からイ614まで、イ615
続2、イ615 - 1、イ615 - 2、イ616からイ618まで、イ619 - 1からイ619 - 3まで、イ620内3、イ620 - 1、イ622、
イ851からイ856まで、イ856内1からイ856内3まで、イ857からイ861まで、イ862 - 1、イ862 - 2、イ863 - 1、イ863
- 2、イ864からイ867まで、イ868 - 1からイ868 - 4まで、イ869、イ870、イ871 - 1からイ871 - 3まで、イ872 - 1

からイ872 - 3まで、イ873からイ878まで、イ878 - 1、イ879 - 1、イ879 - 2、イ880、イ881 - 1からイ881 - 4まで、イ883、イ883 - 1、イ894からイ896まで、イ901、イ902、イ904

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第374号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第6項において準用する同法第7条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）第21条の規定により告示する。

平成19年 4月24日

島根県知事 澄 田 信 義

月 日	時 間	場 所	案 件
6月5日	10時～	松江市宍道町昭和1 松江市宍道支所2階大会議室	宍道西キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について
6月7日	10時～	安来市広瀬町広瀬811 安来市立広瀬中央公民館	広瀬中部キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について
6月7日	18時30分～	邑智郡邑南町阿須那153-1 阿須那公民館	雪田・宇都井キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について
6月14日	18時30分～	邑智郡美郷町乙原 乙原集会所	乙原キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について
6月7日	19時～	浜田市殿町1 浜田市役所東分庁舎会議室	周布川東部キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について
6月19日	19時～	浜田市旭町今市637 浜田市旭支所大会議室	旭北部キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について
6月14日	19時～	浜田市三隅町三隅1434 浜田市三隅支所3階集会所	三隅第2キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について

島根県告示第375号

平成19年島根県告示第245号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を飯南町役場に掲示すると共にその要旨を告示する。

平成19年 4月24日

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住所
飯石郡飯南町井戸谷608 - 1、608 - 2	難波 讓	鳥取県米子市祇園町2丁目官有無番地
飯石郡飯南町井戸谷610 - 39、611 - 1	井上鹿太郎	飯石郡飯南町井戸谷200
飯石郡飯南町塩田857	景山 隆志	広島県三次市三次町1176
飯石郡飯南町井戸谷609 - 14	田村 俊英	飯石郡飯南町赤名783-2
飯石郡飯南町塩谷866、867	鉄原 才吉	飯石郡飯南町下赤名1548
飯石郡飯南町塩谷859 - 2、859 - 4、861、862 - 5、863 - 1、888、886、886 - 1、887 - 1	中川 恒喜	飯石郡飯南町塩谷463
飯石郡飯南町塩谷891 - 1、892、895、895 - 1	野口トシコ	埼玉県行田市下忍643
飯石郡飯南町井戸谷609 - 3、609 - 11、609 - 17、609 - 18、609 - 25から609 - 30まで、609 - 36、609 - 37	藤原長次郎	飯石郡飯南町上赤名1558
飯石郡飯南町井戸谷561、562	前川 守登	飯石郡飯南町井戸谷472第3続1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第376号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めため、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成19年4月24日

島根県知事 澄田信義

1(1) 加入区の名

和江加入区

(2) 加入区

漁業協同組合JFしまね大田支所の地区のうち、久手出張所及び五十猛出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表8の項漁業の区分の欄の1に掲げる漁業の区分

2(1) 加入区の名

浜田市加入区

(2) 加入区

漁業協同組合JFしまね浜田支所の地区のうち、江津出張所及び三隅出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分の欄の10に掲げる漁業の区分

3(1) 加入区の名

浜田市加入区

(2) 加入区

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、江津出張所及び三隅出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定(平成14年島根県告示第1091号)の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分の欄の17に掲げる漁業の区分

4(1) 加入区の名 称

浜田市加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、江津出張所及び三隅出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定(平成14年島根県告示第1091号)の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分の欄の19に掲げる漁業の区分

5(1) 加入区の名 称

海士町加入区

(2) 加入区の区域

海士町漁業協同組合の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定(平成14年島根県告示第1091号)の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表21の項の漁業の区分の欄の8に掲げる漁業の区分

島根県告示第377号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成19年 4月24日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社 キヌヤ津和野店 島根県鹿足郡津和野町森村口82-5

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称 代表者の氏名及び住所

株式会社 キヌヤ 代表取締役社長 領家 康元 島根県益田市常盤町4番38号

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,363平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 平方メートル

(5) 廃止した年月日

平成19年 3月 1日

2 届出年月日 平成19年 4月16日

島根県告示第378号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成19年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成19年 4月24日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行う者の名称	調 査 区 域	調 査 期 間
松江市	手角 東忌部 西尾 東津田 野原 雲津 野原 東忌部 西尾 東津田 大野 七類	交付決定の日から平成20年3月31日まで
浜田市	今福 田ノ原 宇津井町3 宇津井町4 田橋町1 和田 和田 木都賀 栃木 折居7 岡見1-1 岡見1-2 上来原 丸原 木都賀 栃木 折居8	交付決定の日から平成20年3月31日まで
出雲市	上津 橋波5区 大呂10区 大呂11区 日御碕(D) 十六島 上津 乙立 十六島 大呂12区 高津屋	交付決定の日から平成20年3月31日まで

	高津屋 日御碕 (E)	
益田市	飯田 2 - 2 遠田 1 仙道 小原 萩原 - 1 高津 2 - 6 飯田 1 - 4 遠田 2 仙道 仙道 萩原 - 2 高津 1 - 5 久城 3 遠田 - 仙道 三谷 植地 - 1 植地 - 2 仙道	交付決定の日から平成20年 3 月31日まで
大田市	朝山 波根 久手 - 1 久手 - 2	交付決定の日から平成20年 3 月31日まで
安来市	赤江 1 東比田 8	交付決定の日から平成20年 3 月31日まで
江津市	波子 1 区 南川上 1 区 嘉久志 1 区 南川上 2 区 南川上 5 区 平田 7 - 2	交付決定の日から平成20年 3 月31日まで
雲南市	飯石 (高瀬) 飯石 (粟谷 1) 須賀 上久野 須賀 上久野	交付決定の日から平成20年 3 月31日まで
奥出雲町	亀嵩 2 横田 1 八川 1	交付決定の日から平成20年 3 月31日まで

	三沢 4 小馬木 1 三成 6	
飯南町	八神 1 志津見 1 頓原 9 獅子 4 長谷 3 頓原12 八神 2 長谷 4	交付決定の日から平成20年3月31日まで
川本町	因原(1) 因原(3) 因原(2) 因原(4)	交付決定の日から平成20年3月31日まで
美郷町	原 九日市 田水 片山 三反谷 野間 九日市 港 高山	交付決定の日から平成20年3月31日まで
邑南町	原 西鱒淵 2 和田 3 鱒淵・三日市 道明 日貫 矢上 6 和田 4 新山 矢上 7 日貫	交付決定の日から平成20年3月31日まで
津和野	商人 - 1 商人 - 2 溪村 - 2 溪村 - 1 溪村 - 2 中山 長福 - 1	交付決定の日から平成20年3月31日まで

	長福 - 2 長福 - 3 富田二 富田二 柳村	
吉賀町	福川 2 椋谷 1 白谷 1 下須 1 九郎原 下須 2 蔵木 1	交付決定の日から平成20年 3 月31日まで
隠岐の島町	都万 南方 ・ 北方 岬町 都万	交付決定の日から平成20年 3 月31日まで

島根県告示第379号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年 4 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する地 方機関の名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の幅員		
県 道	出雲平田線	出雲市大津町297番 7 地先から同町296番 4 地先まで	前	メートル 6.00 ~ 15.40	メートル 73.80	出雲県土整 備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	10.00 ~ 16.00	73.80	

島根県告示第380号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年 4 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	261号	江津市松川町長良112番5地先から同776番1地先まで	メートル 769.00	平成19年 4月24日	浜田県土整備事務所	
県道	出雲平田線	出雲市大津町297番7地先から同町296番4地先まで	73.80	平成19年 4月26日	出雲県土整備事務所	

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）133条で準用する物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成19年4月24日

島根県立中央病院 病院事業管理者 中 川 正 久

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院情報システム管理室情報システムスタッフ
島根県出雲市姫原4丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成19年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社島根支店 松江市学園南2丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

76,429,668円

6 契約の相手方を決定した手続き

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程第133条で準用する物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成19年4月24日

島根県立中央病院 病院事業管理者 中 川 正 久

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院統合情報システム運用支援サービス業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院情報システム管理室情報システムスタッフ

島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成19年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テクノプロジェクト 島根県松江市学園南 2 丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

96,915,000円

6 契約の相手方を決定した手続き

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号の規定による。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第45号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 2 条の規定により告示する。

平成19年 4 月 24 日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

1 実施する講習

- (1) 法第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第 6 条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 新規取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務（以下「新規取得講習 2 号」という。）	平成19年 6 月13日（水）から同月20日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）	9：00～17：00	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する警備業務（以下「新規取得講習 4 号」という。）	平成19年 6 月13日（水）から同月19日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）	9：00～17：00 （6月19日は 17：30まで）	松江市殿町158番地 島根県民会館
	同月20日（水）	9：00～12：00	松江市殿町 2 番地 島根県第二分庁舎

3 追加取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
-------	------	------	------

法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「追加取得講習2号」という。)	平成19年6月18日(月)	13:00~17:00	松江市殿町158番地 島根県民会館
	同月19日(火)から同月20日(水)まで	9:00~17:00	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「追加取得講習4号」という。)	平成19年6月18日(月)	13:00~17:00	
	同月19日(火)	9:00~17:30	

4 講習定員

(1) 新規取得講習2号

15人

(2) 新規取得講習4号、追加取得講習2号及び追加取得講習4号

各5人

5 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

6 受講申込手続に関する事項

(1) 受付期間

平成19年5月8日(火)から同月16日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までただし、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の警察署

(3) 提出書類

ア 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書1通(写真(提出の日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼り付けたもの)

イ 5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面各1通

(ア) 5(1)アに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 5(1)イに該当する者

5(1)イに掲げる合格証明書の写し

(ウ) 5(1)ウに該当する者

5(1)ウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 5(1)エに該当する者

5(1)エに掲げる 1 級の検定に係る旧検定規則第 8 条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し

(オ) 5(1)オに該当する者

5(1)オに掲げる 2 級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し 1 通

エ 代理人が提出する場合にあつては、申込者本人の委任状

(4) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、受講手数料は、受講申込書を受理した後は申込みを取り消し又は受講しなかった場合でも還付しない。

ア 新規取得講習 2 号 38,000円

イ 新規取得講習 4 号 34,000円

ウ 追加取得講習 2 号 14,000円

エ 追加取得講習 4 号 10,000円

7 講習の委託

講習は、社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

(2) 新規取得講習にあつては講習初日の午前 8 時30分から同 8 時50分までの間、追加取得講習にあつては講習初日の午後 0 時30分から同 0 時50分までの間、講習の受付を行う。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0852 - 26 - 0110内線3492)又は島根県内の最寄りの警察署生活安全(刑事)課(係)に行うこと。

島根県公安委員会告示第46号

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第 2 条の規定に基づく、警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。)第 2 条の規定により告示する。

平成19年 4 月24日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

1 講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
-------	------	------	------

法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)	平成19年6月5日(火)から同月8日(金)まで	9:00~17:00	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)	平成19年6月18日(月)	13:00~17:00	
	同月19日(火)から同月20日(水)まで	9:00~17:00	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号警備業務」という。)	平成19年6月6日(水)から同月7日(木)まで	9:00~17:00	
	同月8日(金)	9:00~12:00	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「4号警備業務」という。)	平成19年6月18日(月)	13:00~17:00	
	同月19日(火)	9:00~17:30	

2 講習定員

- (1) 1号警備業務、2号警備業務及び4号警備業務
各40人
- (2) 3号警備業務
20人

3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の法第11条3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者

4 受講申込手続に関する事項

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

受講を希望する者は、島根県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話0852-25-8870)に事前に申込みを行い、受理番号を取得すること。

事前申込みにあたっては、次の点に注意すること。

- (ア) 受付専用電話以外での受付は行わない。
- (イ) 1回の通話で受け付ける人数は1人とする。
- (ウ) 申込みは、受付担当者からの質問に即答できる者が行うこと。即答できない場合は受け付けない。
- (エ) 申込みは先着順に受け付け、講習定員に達したときは受付を締め切る。

イ 事前申込受付期間

- (ア) 島根県内に住所を有する者又は島根県内の警備業者の営業所に属する者
平成19年5月8日(火)から同月11日(金)までの午前9時から午後4時まで
- (イ) 上記以外の者
平成19年5月9日(水)から同月11日(金)までの午前9時から午後4時まで

(2) 受講申込書の提出

(1)により受理番号を取得した者は、次により受講申込書を提出すること。

ア 提出期間

平成19年5月14日(月)から同月16日(水)までの午前8時30分から午後5時まで

イ 受付場所

島根県内の警察署

ウ 提出書類

(ア) 講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通 (写真 (提出の日前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの) を貼り付けたもの)

(イ) 旧資格者証の写し 1 通

(ウ) 代理人が提出する場合には、申込者本人の委任状

(3) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、受講手数料は、受講申込書を受理した後は申込みを取り消し又は受講しなかった場合でも還付しない。

ア 1号警備業務 23,000円

イ 2号警備業務 14,000円

ウ 3号警備業務 14,000円

エ 4号警備業務 10,000円

5 講習の委託

講習は、社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

6 その他

(1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

(2) 1号警備業務及び3号警備業務にあつては講習初日の午前 8 時30分から同 8 時50分までの間、2号警備業務及び4号警備業務にあつては講習初日の午後 0 時30分から同 0 時50分までの間、講習の受付を行う。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話0852 - 26 - 0110内線3492) 又は島根県内の最寄りの警察署生活安全 (刑事) 課 (係) に行うこと。

